

各管区警察局総務担当部長
警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部総務（警務）部長

原議保存期間	1年（令和4年3月31日まで）
有効期間	二種（令和4年3月31日まで）

警察庁丁総発第101号
令和2年4月18日
警察庁長官官房総務課長

留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について（通達）

留置管理業務における新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症への更なる取組について（通達）」（令和2年4月13日付け警察庁丁総発第95号）等により、これまで累次にわたり、留置担当官等に関する感染症予防対策の徹底について指示しているところであるが、先般、発生した被留置者の感染事案において、PCR検査の結果、他の複数の被留置者が自覚症状のないまま、感染していることが判明した。

各位にあっては、上記の関連通達等の趣旨を更に徹底するとともに、特に、下記の点に十分留意しつつ、留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置の徹底を図られたい。

記

- 1 上記通達により、被留置者の居室について、原則1人1部屋の運用とするほか、運動、入浴等の起居動作についても、単独による実施を徹底することとしているが、今後、それらに加えて、入浴場、洗面所、運動場、身体検査室及び面会室等の共用部分についても、可能な限り、被留置者が使用した都度、消毒措置を講じるなど、感染防止対策を更に徹底すること。
- 2 現に、被留置者が、何らの体調不良や自覚症状を訴えていない場合であっても、無症状の新型コロナウイルス感染症の保菌者がいる可能性があることを常に念頭に置き、上記1の措置を徹底して行うこと。また、留置担当官等が、留置場内に入出場する際や、被留置者を取り扱う際は、マスク着用や手洗い、消毒液の使用等、感染予防対策に必要な基本動作を都度確実に実施し、被留置者に対しても、これらの措置を徹底すること。